

## 環境福祉委員会会議記録

環境福祉委員長 喜多 正敏

1 日時

平成 24 年 12 月 10 日（月曜日）

午前 10 時 2 分開会、午後 1 時 34 分散会

（休憩 10：15～10：16、10：16～10：16、10：18～10：28、10：41～10：52、  
11：07～11：09、11：52～11：52、11：53～13：03）

2 場所

第 5 委員会室

3 出席委員

喜多正敏委員長、高橋但馬副委員長、渡辺幸貫委員、佐々木博委員、樋下正信委員、  
神崎浩之委員、関根敏伸委員、飯澤匡委員、木村幸弘委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

葛西担当書記、菊地担当書記、千田併任書記、菊池併任書記、三田地併任書記

6 説明のために出席した者

(1) 環境生活部

工藤環境生活部長、伊藤環境生活部副部長兼環境生活企画室長、  
谷藤環境担当技監兼廃棄物特別対策室長、津軽石環境生活企画室特命参事、  
伊勢環境生活企画室企画課長、高橋環境生活企画室温暖化・エネルギー対策課長、  
玉懸環境保全課総括課長、大泉資源循環推進課総括課長、  
小野寺自然保護課総括課長、千葉青少年・男女共同参画課総括課長、  
小向県民くらしの安全課総括課長、岩井県民くらしの安全課食の安全安心課長、  
後藤県民くらしの安全課県民生活安全課長、高橋県民くらしの安全課消費生活課長、  
中村廃棄物特別対策室再生・整備課長、松本廃棄物特別対策室災害廃棄物対策課長

(2) 保健福祉部

小田島保健福祉部長、浅沼保健福祉部副部長兼保健福祉企画室長、  
菅原医務担当技監、川上医師支援推進室長、高橋保健福祉企画室企画課長、  
野原医療推進課総括課長、藤原健康国保課総括課長、岡村地域福祉課総括課長、  
鈴木長寿社会課総括課長、千田障がい保健福祉課総括課長、  
菅野児童家庭課総括課長、今野医師支援推進室医師支援推進監

7 一般傍聴者

0人

8 会議に付した事件

(1) 環境生活部及び保健福祉部関係審査

(請願陳情)

ア 受理番号第 53 号 福祉灯油の早期実施と拡充、石油製品に係る国への価格高騰対策及び適正価格と安定供給のための監視・指導の強化を求める請願

イ 受理番号第 54 号 福祉灯油の早期実施と拡充、石油製品に係る国への価格高騰対策及び適正価格と安定供給のための監視・指導の強化を求める請願

(2) 環境生活部関係審査

(議案)

ア 議案第 7 号 平成 24 年度岩手県一般会計補正予算 (第 5 号)

イ 議案第 17 号 循環型地域社会の形成に関する条例の一部を改正する条例

(3) 保健福祉部関係審査

(議案)

ア 議案第 7 号 平成 24 年度岩手県一般会計補正予算 (第 5 号)

イ 議案第 15 号 岩手県手数料条例の一部を改正する条例

ウ 議案第 16 号 国民健康保険法に基づく岩手県調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例

エ 議案第 23 号 岩手県立視聴覚障がい者情報センターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて

(4) その他

次回の委員会運営について

9 議事の内容

○喜多正敏委員長 おはようございます。ただいまから環境福祉委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

なお、本日の日程であります。請願陳情、受理番号第 53 号及び受理番号第 54 号の福祉灯油の早期実施と拡充、石油製品に係る国への価格高騰対策及び適正価格と安定供給のための監視・指導の強化を求める請願については、当環境福祉委員会と商工文教委員会にそれぞれの所管に属する項目ごとに分離して付託されておりますが、当委員会と商工文教委員会に付託された項目には、いずれにも国に対する意見書の提出を求める内容が含まれており、当委員会において採択となった場合、意見書の取り扱いについて商工文教委員会との協議が必要になる可能性があることから、商工文教委員長と申し合わせをし、最初に

審査を行うこととしておりますので、御了承願います。

なお、商工文教委員会に付託された項目は、さきの定例会におきまして採択となっているものであります。

それでは、環境生活部及び保健福祉部関係の請願陳情の審査を行います。受理番号第 53 号及び受理番号第 54 号の福祉灯油の早期実施と拡充、石油製品に係る国への価格高騰対策及び適正価格と安定供給のための監視・指導の強化を求める請願を一括議題といたします。

なお、当委員会付託部分は、環境生活部が所管する項目は 2（4）及び 2（5）であり、保健福祉部が所管する項目は 1、2（1）及び 2（2）でありますので、御了承願います。

その後、当局から説明することはありませんか。

○岡村地域福祉課総括課長 私の方からは、福祉灯油の早期実施と拡充、石油製品に係る国への価格高騰対策及び適正価格と安定供給のための監視・指導の強化を求める請願について、お手元に配付の環境福祉委員会資料に基づき、前回審査時からの変更点を中心に御説明させていただきます。

まず、資料 1 ページの 1 の県内の灯油配達価格の状況ですが、記載しておりますとおり、秋口に入りまして横ばい傾向で推移してございます。18 リットル当たりの灯油配達価格ですが、1,600 円台で高どまりしている状況にございます。

次に、2 の県内市町村における福祉灯油の実施予定についてでございますが、沿岸 3 市町村が単独でも実施する予定としておりますほか、県の支援があれば実施予定が 15 市町村と前向きな状況にございます。このうち 9 市町村が沿岸部でございます。県の支援があれば、沿岸 12 市町村につきましては全て実施する方向という状況になってございます。

3 の県内市町村における被災者支援灯油の実施予定についてでございますが、実施に向けて検討中が前回審査時の野田村 1 村から、陸前高田市、釜石市が追加となっております。2 市 1 村に若干ふえたという状況になってございます。

4 の国の動向及び東北各県における実施状況につきましては、前回審査時と変化はございません。

2 ページをごらん願います。5 の本県における福祉灯油助成事業の実施状況については、内容に変更はございません。

続きまして、3 ページをごらん願います。3 ページに参考といたしまして、福祉灯油に係る県の対応について記載してございます。1 の（1）の今年度の対応について記載しておりますとおり、昨年度に引き続き今年度におきましても、福祉灯油事業を実施する沿岸市町村に対しましては、県として重点的な財政支援を行うことが必要と判断し、補助を行うことといたしました。所要の経費につきまして、12 月補正予算案に計上してございますので、後刻、審査のほうをよろしく願いいたします。

次に、補助対象世帯についてでございますが、1 の（2）のイの助成対象世帯に記載しておりますとおり、特に支援が必要と考えられる高齢者世帯等の市町村民税非課税世帯や生活保護世帯のうち、市町村長が助成を必要と認める世帯としております。これは、昨年

度と同様、冬季の生活需要に対応するための義援金の追加配分を受けた世帯も含めて対象とする考えでございます。

また、内陸に避難している被災世帯であっても、実施主体である沿岸市町村が助成対象とした場合には、補助対象として取り扱うこととしたいと考えております。

1の(2)のエの市町村への補助額及びオの12月補正予算案計上額について御説明します。1世帯あたりの補助基準額5,000円と補助率2分の1については、昨年度と同様でございます。これらの助成見込世帯数につきましては、昨年度は沿岸市町村の総世帯数の1割程度を補助対象世帯数の上限の金額として設定してございました。今年度につきましては、市町村の助成実績に見合った補助額となるように、事前に助成見込世帯数の調査を行いまして、これを基準に積算した補助額として予算計上しております。予算案については、よろしく御審議をお願いいたします。それに伴いまして、昨年度の補助額よりも増額した予算額としているところでございます。

なお、2の被災者への義援金の追加配分に記載しておりますとおり、被災者の方々に對しましては、年内に義援金を追加配分できるように復興局におきまして手続が進められているところでございます。以上で説明を終わります。

○高橋消費生活課長 環境生活部関係の請願内容については、環境福祉委員会資料1により御説明申し上げます。

石油製品の県内平均価格動向についてでございますが、これは前回資料を時点修正したものでございます。真ん中のグラフ、18リットルの配達灯油価格の動向を見ますと、需要期に入っていますが、11月は1,646円で、前月最終週に比べ5円安くなっております。最近は、平年並みの寒さから出荷が好調で、市況はやや強含みとなっておりますが、総じて落ちついた動きとなっております。

なお、先ほどの保健福祉部のデータと若干数字が違っているのは、前日も御説明いたしました、5年ほどの長期時系列データを切れ目なくとる関係から、本資料においては財団法人日本エネルギー経済研究所石油情報センターの調査データを使用しているものでございます。調査対象となるガソリンスタンド等の灯油販売店が異なりますので、数値もその分若干異なるというものでございます。

その下のグラフは、石油製品価格のもととなる中東ドバイ市場の原油価格の推移であります。最新のデータである10月は前月に比べ下落しておりますが、11月はイスラエルとパレスチナの紛争による中東情勢の緊迫化懸念から一時上昇しております。説明は以上でございます。

○喜多正敏委員長 これらの請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○渡辺幸貫委員 前回もお話したことですが、請願項目2(4)の中で、灯油高騰の要因になっている原油への投機マネーの流入について、日本が率先して各国と連携して規制を行うこととありますが、資本主義社会において、投機マネーは欠くべからざるものでありまして、例えば原油はもちろんのこと、最近においてはレアアースのように国の政策に

よってつり上げられるといいますか、需給の状態が一举に不安になるということもあります。そういう中で、新たなところに投機をしながら、例えば原油を確保するとか、レアアースを確保するとかというのは、各国当然のことだろうと思います。ましてや、日本は今原子力発電所がだめだということで、一気に原油なり、重油なり、液化天然ガスの消費がふえていました。そういう中で、各国が連携してという文言がありますが、そういう意味では日本が一番投機に向かっている手助けをしているのではないかというふうに見られてもやむを得ない状況の中で、我々は今議論をしているところでもありますので、この辺についてはどうも各国と連携して投機マネーはだめだというようなことは言えないのではないかと思いますので、ここは難しいと思います。

なお、請願項目 2 (5) の国内の石油元売会社に対し、価格や供給に関して監視や指導を強め、石油製品の適正価格と安定供給のための行政の責任や役割を果たすことというようなことも書いてありますが、石油元売会社は民間企業でありますし、最近では石油元売会社だけではなくて、商社ができてきたガソリンであるとか軽油をタンカーで日本に持ち込んで、また販売するというような関係もありますし、原油の世界というものは非常に複雑化しております。もちろん経済産業省もそれなりの監視は努めているかとは思いますが、我々が国の監視まで岩手県の請願陳情の中でやれと言えるかどうか。ましてや灯油だけを取り上げてやれというのは、行政の責任や役割を果たすことということまでには至らないのではないかと私は思います。よろしくお取り計らいをいただきたいと思います。

○喜多正敏委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 ほかになければ、これらの請願の取り扱いを決めたいと思います。

1 件ずつお諮りいたします。

まず、受理番号第 53 号福祉灯油の早期実施と拡充、石油製品に係る国への価格高騰対策及び適正価格と安定供給のための監視・指導の強化を求める請願、項目 2 (4) 及び 2 (5) の取り扱いはいかがいたしますか。

○渡辺幸貫委員 請願項目ごとにお願ひします。

○喜多正敏委員長 休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○喜多正敏委員長 再開します。

それでは、請願項目 2 (4) の取り扱いはいかがいたしますか。

○渡辺幸貫委員 誰か論陣を張って賛成なり反対なり、今反対は言いましたけれども、賛成の意見もあれば。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺幸貫委員 では、採決です。お願ひします。

○喜多正敏委員長 休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○喜多正敏委員長 再開します。

まず、請願項目 2（4）を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○喜多正敏委員長 起立少数であります。よって、請願項目 2（4）は不採択と決定いたしました。

続きまして、請願項目 2（5）を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○喜多正敏委員長 起立少数であります。よって、請願項目 2（5）は不採択と決定いたしました。

次に、受理番号第 54 号福祉灯油の早期実施と拡充、石油製品に係る国への価格高騰対策及び適正価格と安定供給のための監視・指導の強化を求める請願、項目 1、2（1）及び 2（2）の取り扱いはいかがいたしますか。

○関根敏伸委員 採択。

○喜多正敏委員長 採択という御意見がございます。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 採択との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 御異議なしと認め、よってこれらの請願は採択と決定いたしました。暫時休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○喜多正敏委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、環境生活部関係の議案の審査を行います。

議案第 7 号平成 24 年度岩手県一般会計補正予算（第 5 号）第 1 条第 2 項第 1 表歳入歳出予算補正中、歳出第 4 款衛生費のうち環境生活部関係、第 3 条第 3 表債務負担行為補正中、1 追加中 3 を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○伊藤副部長兼環境生活企画室長 それでは、環境生活部の補正予算について御説明申し上げます。

議案（その 2）の 7 ページをお開き願います。議案第 7 号平成 24 年度岩手県一般会計補正予算（第 5 号）のうち、環境生活部の補正予算額は 4 款衛生費のうち 2 項環境衛生費の 203 億 3,181 万円の増額補正であります。

補正予算の内容につきましては、議案（その 2）の附属資料であります予算に関する説明書により御説明申し上げます。お手元の予算に関する説明書の 18 ページをお開き願いま

す。4款衛生費、2項環境衛生費、1目環境衛生総務費であります。右側説明欄に記載している自立・分散型エネルギー供給システム調査研究費の1,393万1,000円は、地域の自治体や関係機関等と連携して自立・分散型のエネルギー供給体制の構築に当たっての技術的、制度的課題等の洗い出しや体系的な整理を行うとともに、県内自治体をモデルとした災害時におけるエネルギー自給体制の実現の可能性について、調査、研究を行おうとするものであります。

次に、3目環境衛生指導費であります。災害廃棄物処理促進事業費補助の101億5,789万8,000円は、東日本大震災津波により発生した災害廃棄物の処理を実施する市町村に対し、補助を行おうとするものであります。災害廃棄物処理基金積立金の101億5,998万1,000円は、災害廃棄物処理促進事業費補助の財源に充てるため、国が交付する災害廃棄物処理促進費補助金を活用し、基金の積み増しを行おうとするものであります。

次に、債務負担行為の補正について御説明申し上げます。議案（その2）の10ページをお開き願います。第3表債務負担行為補正のうち、当部関係は1追加の3、災害廃棄物緊急処理支援事業であります。東日本大震災津波により発生した災害廃棄物について、平成26年3月までの期限内に処理を完了するため、現在実施中の破碎、選別業務等を中断せず、継続して実施する必要があることから、2年間の債務負担行為を追加しようとするものであります。

以上が環境生活部関係の補正予算の内容であります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○喜多正敏委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 御異議なしと認め、よって本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第17号循環型地域社会の形成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○大泉資源循環推進課総括課長 循環型地域社会の形成に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案（その3）に議案第17号としてお示ししておりますが、その内容につきまして環境

福祉委員会資料2のほうで御説明申し上げます。まず、1の改正の趣旨でございますが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、以降では暴対法と略しますが、これの一部を改正する法律が本年8月1日に公布され、その施行期日を定める政令が本年10月19日に公布されたことに伴い、所要の整備を行おうとするものでございます。

次に、2の条例案の内容でございますが、産業廃棄物処理業等の許可の取り消し等の基準を規定した第19条第4項第3号の条文中の暴対法第32条の3第7項を第32条の3第7項及び第32条の11第1項に改正するものでございます。産業廃棄物処理業等の許可について、廃棄物処理法では暴対法に違反する者が申請者または申請者たる法人の役員等である場合には許可をしてはならないとされ、ただし暴対法への違反のうち暴対法第32条の3第7項の違反は除くとされておりましたが、今般の暴対法一部改正を受けて、暴対法第32条の11第1項の違反につきましても除くとされたところでございます。この暴対法第32条の3第7項には暴力団対策の活動を行う適格都道府県センターの守秘義務が、また暴対法第32条の11第1項には国家公安委員会に対する適格都道府県センターの報告義務が規定されております。循環型地域社会の形成に関する条例におきましては、産業廃棄物処理業等の許可取り消し等の基準について、廃棄物処理法の許可基準と同様としておりますことから、暴対法の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。

また、3の施行期日につきましては、暴対法改正法の施行期日であります平成25年1月30日からとするものでございます。以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○喜多正敏委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○佐々木博委員 ちょっと今の説明だけでは不勉強でわからないのですが、暴対法の規定はありませんか。それを示していただかないと、理解できないのだけれども。

○大泉資源循環推進課総括課長 暴対法第32条の3第7項は適格都道府県センターの守秘義務ということで、そこの職員の方が守秘義務に違反をした場合に、その方が産業廃棄物処理業の許可申請等々をした場合に、適格要件があるわけですが、これについては除かれるというところです。

また、今回追加になりました暴対法第32条の11第1項は適格都道府県センターが国家公安委員会に対して報告義務があるわけなのですが、これへの違反も適格要件からは除かれるということでございます。この適格都道府県センターでございますが、暴力団員による不当な行為の防止及び被害の救済に寄与することを目的とする社団法人または財団法人であって、都道府県内に一つに限って国家公安委員会が規定するものとされておまして、そこの職員の方等が暴対法に違反した場合に、暴対法違反は産業廃棄物処理業の欠格要件になっているわけですが、この違反につきましては欠格要件から除かれるということでございます。

○佐々木博委員 要するに守秘義務に違反した業者ならば、事実があっても欠格要件から外すという話なのですか。

○大泉資源循環推進課総括課長 産業廃棄物処理業許可基準の中で、人的欠格要件というのが定められておりまして、具体的には成年被後見人ですとか、あるいは被保佐人、破産者、そのような方から申請があった場合には不許可になりますし、許可後にそのような要件に該当することになった場合には許可取り消しということになります。今不適正な処分という御質問でございましたけれども、例えば廃棄物処理法などに違反して罰金刑に処せられ、その執行が終わり、その執行を受けることがなくなってから5年を経過しないような場合、そういった場合にも欠格要件に該当いたしまして、許可の取り消し、あるいは許可申請時に不許可ということになっています。さらに、暴対法の規定に違反して罰金刑に処せられ、その執行を終わり、またその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者、この者も申請者がこれに該当する場合は不許可または許可取り消しということになります。ただ暴対法の規定に違反というところでございますが、暴対法32条の3第7項と32条の11第1項違反については除かれる、つまり欠格要件に該当しないということでございます。

○佐々木博委員 やはりよくわからない。この暴対法の条文を示していただけませんか。そうしないと理解できないです。

○大泉資源循環推進課総括課長 暴対法第32条というのが、これは・・・。

○佐々木博委員 むしろ条文をコピーして配ってもらわないとわからない。

○大泉資源循環推進課総括課長 では、用意いたします。申しわけございません。

○喜多正敏委員長 暫時休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○喜多正敏委員長 再開いたします。

○大泉資源循環推進課総括課長 ただいま暴対法の抜粋を配付させていただきましたけれども、2枚おめくりいただきまして、4ページ目になります。暴対法第32条の3第7項といたしまして、都道府県センターの役員もしくは職員またはこれらの職にあった者は、相談事業に係る業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この規定は、現在も産業廃棄物処理業の許可基準の欠格要件からは除かれておりますが、これに対しまして4枚おめくりいただきまして、8ページ目でございます。今般新たに暴対法第32条の11というものが加わりました。下線が引かれてございますが、国家公安委員会は、差しとめ請求関係業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、適格都道府県センターに対しその業務もしくは経理の状況に関し報告をさせ、または警察庁の職員に適格都道府県センターの事務所に立ち入り、業務の状況もしくは帳簿、書類その他の物件を検査させもしくは関係者に質問させることができるということで、報告の義務があるわけでございますが、これに違反した場合にも暴対法の違反にはなりません。ただし、産業廃棄物処理業の許可基準の欠格要件、暴対法に係ります暴対法の違反の中にはこの二つの規定については除外になります。

○佐々木博委員 わかりました。

○喜多正敏委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 御異議なしと認め、よって本案は原案を可とすることに決定いたしました。

ただいま商工文教委員会の意見書の取り扱いにつきまして、商工文教委員会の結果の報告がありましたが、引き続き環境生活部関係の審査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

それでは、審査を続けます。

以上をもって環境生活部関係の付託案件の審査を終わります。

この際、執行部からツキノワグマ及びカモシカ保護管理計画（案）の概要について発言を求められておりますので、これを許します。

○小野寺自然保護課総括課長 それでは、ツキノワグマ及びカモシカ保護管理計画（案）の概要について御報告させていただきます。

環境福祉委員会資料3をごらんください。1ページ目につきまして御説明させていただき、2ページ目、3ページ目に添付をしました別紙については、別途ごらんいただきたいというふうに思っております。

まず、(1)の計画期間でございますが、平成25年4月から平成29年3月まで、平成25年度から平成28年度までといたす予定でございます。(2)の対象地域につきましては、岩手県全域、ただし国が指定してございます鳥獣保護区、これは具体的には宮古市の日出島、それから釜石市の三貫島でございますが、この鳥獣保護区を除く岩手県全域を対象にすることにしているものでございます。

(3)の保護管理の目標でございますが、地域個体群の安定的な維持ということにあわせて、農林業被害の軽減、そしてツキノワグマの保護管理計画につきましては、既に御案内のとおり、本年度はかなりの人身被害が発生している現状に鑑みまして、人身被害の防止ということを目標として加えてございます。

(4)でございます。現在の第2次計画からの主な変更点でございますが、ツキノワグ

マの保護管理計画につきましては、アでございますが、推定生息頭数が第2次計画策定時に比べまして大幅に上方修正されてございます。この背景といたしましては、推定生息頭数を推定するときの科学的な技術、それから知見というものが進歩したことに伴いますものでございますが、具体的な頭数といたしましては現時点1,720頭ということで推定生息頭数を位置づけておりますが、これがおおむね3,300頭程度ということで設定せざるを得ないような状況になっているということでございます。

それから、イでございますが、人とツキノワグマのすみ分けを具体的にするための概念といたしまして、ツキノワグマの生息地、それから緩衝域、人の生活域の三つの区分を新たに設けまして、ゾーニングをしたいと思っております。このゾーニングに伴いまして、ツキノワグマ被害対策上のそれぞれの地域における具体的な対策、例えば緩衝域につきましては、人が山のほうに入らなくなっているものですから、刈り払いなどを重点的に行って、熊が隠れる場所がないようにし、ひいては人の生活域のほうに熊が進出しないように抑制していくというような対策を具体的に考えてございます。

それから、ウでございます。これは、個体数管理年次の始期を現行では4月1日ということにしてございますが、これを狩猟期が始まります11月15日にするということによりまして、4月1日から狩猟期が始まる11月15日までは有害捕獲という手段をとっての捕獲になるわけでございますけれども、有害捕獲によって捕獲上限を達成してしまったということになりますと、狩猟期で狩猟自粛をしなければいけないというような変な形になってしまいますことから、狩猟期でまず多数の頭数を捕獲してもらった上で、なおかつ有害捕獲につきましては当然有害の発生した状況に応じながら捕獲を進めていくという考えに基づくものでございます。

それから、エでございますが、これは平成6年以降は中止してございました春季の捕獲、いわゆる春熊駆除について、一部地域に限って認めるということを考えてございます。

次に、カモシカについてでございますが、カモシカは熊の場合と違いまして、捕獲については市町村が捕獲計画をつくって、それを県のカモシカ保護管理検討委員会の中で承認した上で計画を実行するというようにしてございます。アといたしまして、その市町村の役割として、捕獲によって被害が減っているのかどうかという効果判定をするためのモニタリングを行うということを計画上明記してございます。

それから、イといたしましては、カモシカの被害につきましては被害ゾーンにおきまして、鹿——ニホンジカによる被害かどうかという区別がつきがたいと一般的には言われていますので、現在既に実施されているところではございますが、定点カメラ——これは市町村が設置したり、あるいは県のほうで設置したりするものでございますが——このようなものを活用することによって、加害個体の特定に努めるということを計画上明記してございます。

2の今後のスケジュールですが、既に平成24年11月30日から平成25年1月4日までパブリックコメントを実施させていただいております。パブリックコメントを受けまし

て、平成 25 年 1 月下旬に保護管理検討委員会で案を検討した上で、平成 25 年 2 月上旬に岩手県環境審議会自然鳥獣部会で審議し、岩手県環境審議会に報告をさせていただく。今年度末である平成 25 年 3 月に保護管理計画を策定いたしまして告示をするというスケジュールで考えてございます。以上で報告を終わります。

○伊藤副部長兼環境生活企画室長 ただいまのツキノワグマ及びカモシカ保護管理計画(案)に入ります前に、先ほど御質問のございました適格都道府県センターでございませうけれども、これは従前暴力団追放県民会議がこのセンターとしての役割を担っており、この団体につきましてはその後、平成 23 年中に公益財団法人に移行いたしました。名称は公益財団法人岩手県暴力団追放推進センターであり、理事長は箱崎安弘氏ということになってございます。以上でございます。

○神崎浩之委員 場所は。

○伊藤副部長兼環境生活企画室長 場所は、岩手県産業会館の 2 階でございます。

○喜多正敏委員長 ほかにございませうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 なければ、これをもって環境生活部関係の審査を終わります。環境生活部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、先ほど商工文教委員会の結果報告のため保留となっておりました請願陳情の審査をいたします。

商工文教委員会においては、意見書の取り扱いについて、環境福祉委員会と共同で提案すると決定したとのこととあります。先ほど一部採択と決定いたしましたこれらの請願は、国に対する意見書の提出を求めるものでありますので、商工文教委員会と共同で今定例会に委員会発議することとしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、文案中、項目 2 (4) 及び 2 (5) の部分は、先ほど不採択となりましたので、この場で委員長案から削除させていただきます。当職において原案を用意しておりますので、事務局に配付をさせます。

〔意見書案配付〕

○喜多正敏委員長 ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただきたいと思っております。これについて御意見はありませんか。

○佐々木博委員 請願項目 2 (4) と 2 (5) を不採択で削除したわけだけども、この意見書の表題がこのままでよろしいのでしょうか。安定供給に係る部分は削除されたから、不採択で意見書に載らないわけなのですからけれども、ただそれにもかかわらず、表題がこのままではどうなのかなと思って、表題を含めて上 3 行を直す必要がないのかなと。

○喜多正敏委員長 休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○喜多正敏委員長 再開します。

意見書を提出するということについては御了承いただいたわけでありますが、案文については再度当職において調整してお示しをしたいと思います。

○佐々木博委員 これは、商工文教委員会との調整も必要でしょう。

○喜多正敏委員長 はい。

○佐々木博委員 ですから、今の事を覚えていただいて、相手があることなので、喜多委員長にお任せします。一任しますので、商工文教委員会と調整をとっていただいて、再度お示しいただければと思います。よろしくお願いします。

○喜多正敏委員長 皆さん、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 そのようにさせていただきます。

以上をもって受理番号第 53 号及び受理番号第 54 号の福祉灯油の早期実施と拡充、石油製品に係る国への価格高騰対策及び適正価格と安定供給のための監視・指導の強化を求める請願の審査を終わります。職員入れかえのため若干お待ち願います。

次に、保健福祉部関係の議案の審査を行います。議案第 7 号平成 24 年度岩手県一般会計補正予算（第 5 号）第 1 条第 2 項第 1 表歳入歳出予算補正中、歳出第 3 款民生費及び第 4 款衛生費のうち保健福祉部関係並びに議案第 23 号岩手県立視聴覚障がい者情報センターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、以上 2 件の議案は関連がありますので一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○浅沼副部長兼保健福祉企画室長 議案第 7 号のうち保健福祉部関係の補正予算について御説明申し上げます。

お手元の議案（その 2）の 7 ページをお開き願います。議案第 7 号平成 24 年度岩手県一般会計補正予算（第 5 号）のうち当部関係の歳出補正予算額は、3 款民生費 2 億 6,239 万 8,000 円の増額と 4 款衛生費 203 億 4,476 万 7,000 円の増額のうち 4 項医薬費の 1,295 万 7,000 円の増額で、合わせて 2 億 7,535 万 5,000 円の増額補正であります。当部関係の補正後の歳出予算総額は、今回補正のない当部関係諸支出金等を含め 1,375 億 5,257 万 8,000 円となるものであります。

補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明を申し上げます。お手元の予算に関する説明書の 17 ページをお開き願います。3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費 4,985 万 9,000 円の増額は、被災地福祉灯油等特別助成事業費補助で、昨年度に引き続きまして東日本大震災津波により甚大な被害を受けた沿岸地域の市町村が高齢者世帯、障がい者世帯もしくはひとり親世帯であって、市町村民税の非課税世帯または生活保護世帯に対し灯油購入費等を助成した場合に、その経費の一部を補助しようとするものであります。

2目障がい者福祉費2億1,253万9,000円の増額は、障害者支援施設等整備費補助で、障がい福祉サービス基盤の拡充及び施設入所者等の福祉の向上を図るため、障害者支援施設等を整備する社会福祉法人等に対して、施設及び設備の整備に要する経費の一部を補助しようとするものであります。

なお、今回の補正は、国の予備費による緊急経済対策予算に対応して、新たに5カ所を追加しようとするものでありますが、これにより今年度の予算措置は9カ所分となるものであります。

次に、19ページに飛んでいただきたいと存じます。4款衛生費、4項医薬費、2目医務費1,295万7,000円の増額は、医療情報連携推進事業費で、東日本大震災津波で被害を受けた沿岸地域の医療の復興のため、学校法人岩手医科大学と沿岸地域の中核病院を情報通信システムで結び、診療情報の共有や遠隔医療の取り組みを強化し、患者及び医療従事者の利便性向上を図ろうとするものであり、今年度内にシステム整備のための県内調査等を行おうとするものであります。

以上が保健福祉部関係の補正予算の内容であります。よろしく御審議のほどお願いをいたします。

○千田障がい保健福祉課総括課長 続きまして、議案第23号につきまして説明いたします。

議案書のほうは、議案（その3）の46ページになりますが、便宜、お手元に配付しております、岩手県立視聴覚障がい者情報センターの指定管理者を指定することに関し議決を求めることについてと題しました資料によって説明いたします。

初めに、1の提案の趣旨でございますが、岩手県立視聴覚障がい者情報センターは、いわて県民情報交流センター、愛称アイーナと申しますが、このアイーナのうちの一施設でございます、このアイーナには県民活動交流センターや岩手県立図書館などが入っております。

今回の指定管理者を選定する内容につきましては、恐れ入りますが、資料の3ページの別紙1をごらんいただきたいと思います。上のほうの図の塗りつぶしの部分のうち指定管理（業務代行）としている部分の連携業務等と、あるいは維持管理業務につきまして指定管理者を選定しようとするものでございます。現在の指定管理期間が平成25年3月31日をもって終了しますことから、次期指定管理者を指定するため地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

恐れ入りますが、資料の1ページに戻っていただきたいと思います。2のほうに参りますが、指定管理者の候補者選定の経緯でございます。括弧書きにございますように、選定事務そのものは政策地域部のほうで担当したものでございます。まず、(1)の指定管理者選定・評価委員会の概要につきましては、平成24年4月に有識者によるいわて県民情報交流センター（アイーナ）指定管理者選定・評価委員会を設置しております。この委員会は、委員長である公立大学法人岩手県立大学の吉野教授ほか、名簿にあります6名で構成されておりまして、その下のほうにあります選定・評価委員会の開催状況にありますように、

委員会を2回開催して指定管理者の候補者を選定しております。

(2)の募集期間については、募集要項の閲覧期間、また申請の受付期間は記載のとおりでございます。

この結果、申請団体は、(3)の申請団体数にありますとおり、3グループでございます。具体的には、また恐れ入りますが、資料の4ページをごらんいただきたいと思います。1の申請団体の表でございますように、結グループ、それからMJ共同事業体、そしてよしもとグループという3グループから応募がございました。

それから、そのまま審査結果までごらんいただきますと、2の審査結果一覧のとおりでございます。総合評価点が一番下の段に表示されております。このような総合評価の結果でございました。

恐れ入りますが、資料の2ページまで戻っていただきまして、(4)の審査の経過についてでございますが、第1次審査として書類による資格審査を行いまして、3グループ全てが募集資格を満たしていることを確認した上で、第2次審査として平成24年10月31日に応募者の提案内容についてプレゼンテーション審査を行っております。

次に、(5)の審査結果についてであります。審査は指定管理者選定・評価委員会におきまして①のアイーナの管理の考え方・体制に関する事項など、六つの観点から各委員が採点を行いまして、この評価点を総合した結果、先ほど4ページのほうでごらんいただきました総合評価点となりまして、応募があった3グループのうちから3の(1)に記載しております4者から成るグループである結グループを指定管理者の候補者として選定したものでございます。

(2)の指定期間あるいは(3)の指定の理由につきましては、記載のとおりでございます。

最後に、4のその他についてでございますが、今回の指定管理者候補者選定に当たりましては、競争性を確保し、アイーナの管理運営の業務内容や指定管理料等について、よりよい提案内容となるよう、これまでの指定管理者業務の枠組みから図書館運営業務を除いて公募を実施しております。先ほどごらんいただきました3ページ目の別紙1のとおりでございます。今回除いた図書館運営業務につきましては、教育委員会において別途指定管理者を選定し、議案を提出してございます。なお、指定管理者の指定についての議会の議決は、公の施設ごとに必要であることから、議案をそれぞれ提案しているものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○喜多正敏委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○神崎浩之委員 議案第23号のただいまの岩手県立視聴覚障がい者情報センターの指定管理であります。要所要所にアイーナという言葉が出るのですけれども、障がい者の利用する施設だということなのですか。アイーナ全体の管理の部分と、それから岩手県立図

書館もあつたり、その中で障がい者が利用する施設ですよ。そういう観点がきちんとなされているのかということが、今回の選定に当たって心配なのです。今別紙2の4ページに審査結果一覧ということがあるのですけれども、実際には単なる施設、それから単なる図書館ではないのです。4ページの審査結果一覧、それから3ページには岩手県立視聴覚障がい者情報センターの主な業務内容ということを書いてあるのですが、どういうふうな視点で、特に障がい者が利用する施設ということに審査をなされたのかということを知りたいと思います。

それで、視覚障がい者のほうからよく言われることは、不便な点があるということなのです。例えば1階の入り口のところが暗いとか、それからガラス張りの施設なので、弱視の人はぶつかるわけです。これはどこのもそうなのですけれども、今おしゃれな建物になっていて、ここにかかわらずガラス張りのエレベーターだったり、ガラス張りの玄関だったりということで、特に弱視の方についてはそこにドアがあるということがわからなくてぶつかる。そういう中で、それを防止するために、ここはガラスではなくてドアですよというようなことを示すために点々をガラスにはめ込んでいるわけなのですけれども、それがちょっと弱いのです。ですから、ちゃんとドアがあるよというような白線を張ってほしいというふうな要望が出されているのです。これが視聴覚障がい者の図書館だという別個の建物であれば、そのようなことにすごく配慮するのですが、この欠点はアイーナという全体の建物であり一般の方も入る。おしゃれな建物とユニバーサルデザインやバリアフリーというのは相反する部分があつて、一般の施設の中にこういう障がい者の施設があると、その辺がなおざりにされているという心配があるのです。そんなことも含めて、障がい者の施設だという観点は、どのような感じで審査したのか。それから、障がい者、ユニバーサルデザインの観点から、そういう苦情とか課題とか問題点が出されているのか。なお、そういう白線を引く等の配慮をしていただきたい。その三つをお願いします。

○千田障がい保健福祉課総括課長 ただいまの御質問ですけれども、まず最初に今回の指定管理者の候補者選定の関係で、こちらの説明が不十分だったのかと思います。資料の3ページの表をごらんいただきたいのですが、今回の指定管理業務で選定いたしますのはこの塗りつぶしたところございまして、左欄の上のほうに公の施設というふうに記載がありまして、公の施設としましては県民活動交流センター、岩手県立視聴覚障がい者情報センター、それから岩手県立図書館とございます。右のほうには業務委託者A、B、C、Dとかございますけれども、その表の下に業務区分についてとありますが、この部分は特定業務であり、非常に専門化した分野でございまして、この部分は今回の指定管理者の候補者選定には対象としていない部分でございまして、岩手県立視聴覚障がい者情報センターなどのように、専門の技術を備えた職員が必要なところなどはこちらの部分で、業務委託者としての委託部分で直接的に対応しているものでございまして、塗りつぶしたところは、それにしても同じ建物の中に入っている公の施設として連携したほうが非常に効率的である部分、あるいは維持管理業務といたしまして、建物の維持管理をする共通部分、そのよう

な部分を切り出しまして指定管理者の選定を今回は行ったということでございます。この部分の選定に当たりましては直接岩手県立視聴覚障がい者情報センターの業務が今回の指定管理者でできるかという観点での選定にはならないつもりでおります。建物全体が障がい者にとってどのようなものかという観点は、当然アイーナの運営に関しては視点としてはあるわけですが、直接岩手県立視聴覚障がい者情報センターの運営に関しての選定の観点ではないといった、ちょっと言い方が・・・。

○**神崎浩之委員** 答弁になっていないのではないですか。

○**千田障がい保健福祉課総括課長** どのように申し上げたらよろしいでしょうか。

○**小田島保健福祉部長** 今の業務委託区分については、千田障がい保健福祉課総括課長が申し述べたとおりでございまして、これは恐らく神崎委員も御承知の上であえて御質問なさっていると理解をいたします。共通部分として、維持管理業務だとか、あるいは連携業務等だとか、こういうものを一体的に運営するという観点から、今回指定管理制度を導入したわけですが、審査の観点あるいは苦情等の状況については確認をした上で答弁をさせたいと思いますが、配慮につきましては、例えば視覚障がい者の方が岩手県立視聴覚障がい者情報センターに入る過程において、円滑に出入りができるような動線の確保だとか、そういういろんな配慮については、仮に受託をした団体のほうが運営するにしても、そういうことをきちっと御意見を出しながら、お困りにならないような形にしていきたいというふうに考えております。

○**神崎浩之委員** だから、言ったでしょう。岩手県立視聴覚障がい者情報センターが単独であれば、ある程度いいのですけれども、複合施設の中にあるということに対して、障がい者に配慮なされているような全体の連携の施設になっているのかと。何階だか忘れてましたけれども、岩手県立図書館から先の話ではないのです。そこへ行くためには1階があります。エレベーターがあります。入ってしまえばいいのですけれども、そういうところなのです。そのような周辺の部分についても配慮なされた、そして苦情とか、そういう要望なんかもきちっと配慮された、そういうような視点で審査なされたのかということです。そうしてください。以上です。もうやめます。

○**千田障がい保健福祉課総括課長** 先ほどの答弁、不十分で大変申しわけございませんでした。最後にお話ありました白線の問題等、要望があったというお話は伺っております。アイーナ全体の管理をしている政策地域部とも連携を協議いたしまして、検討してまいると政策地域部からのお話もでございます。また、それについて、こちらにもどんなものだろうかという御相談を受けたりしております。今後適切な対応について十分協議してまいりたいと思います。

○**木村幸弘委員** 補正予算の医務費の医療情報連携推進事業費の関係ですが、今回のこの情報通信システムの構築によって、例えば沿岸地域の中核病院等の連携では、診療科によってどうしても不足する地域があり、そのような部分の情報共有についてどのように考えているのかということ。それからあとは、一つは本事業では学校法人岩手医科大学と沿岸

地域の中核病院という関係の中での情報通信システムの構築ですが、あとは沿岸地域における全体の医療圏の中での診療所を含めた地域医療体制を包含した、そういう情報通信システム等の構築という考え方は今後あるのかどうか、そのような点についてお伺いいたします。

○野原医療推進課総括課長 今議会で御提案させていただいた部分につきましては、まずは木村委員からもお話がございましたように、学校法人岩手医科大学と沿岸中核4病院との情報連携を進めるということで、どういう形で情報共有していくのか。また、木村委員からお話ございました不足している診療科、例えば病理でありますとか放射線は圧倒的に盛岡市に集中しているわけがございます。そのようなところは、まさに遠隔医療で連携できる部分ではないかと思っております。そうした点が我々想定している部分でございますが、今後詳細については、この事業費の状態によりまして説明させていただきます。

また、連携組織につきましてもこの予算によりまして組織を立ち上げて、関係者間の業務をその調査を踏まえて進めることとしております。その中の議論において、木村委員から御指摘あったとおり、沿岸地域で不足している診療科と内陸との連携の視点も当然入ってくるものと考えております。

また、この事業につきましては、学校法人岩手医科大学と沿岸中核4病院ということでございます。一方で、各圏域においては、医師会や県立病院、そしてほかにも薬剤師会や介護も含めた連携のあり方というものが、各圏域で今議論が始まったところでございます。将来的には、各圏域での情報連携と県全体の仕組みをきちとつなげていく。そのためのお互いの情報共有というものをこの事業の中で進めながら県全体の中の取り組みとして、県全体の主に中核病院と大学病院の連携、そして各地域の連携もうまくスムーズにいくようにこの議論を進めていきたいというふうに考えています。

○木村幸弘委員 わかりました。いずれ今被災地域における医療資源というのは、非常にいろんな意味で限定的なものになっている状況ですし、そのような中では総力を挙げたというか、医療資源も本当に全体をうまく生かし、有効に活用しながらその地域の医療体制をきちんと支えていく仕組みというものがぜひ重要だろうというふうに思いますので、この情報通信システムがさらに発展していくような形で構築されることを期待して、意見したいと思います。

○喜多正敏委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 御異議なしと認め、よって各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 15 号岩手県手数料条例の一部を改正する条例中、当環境福祉委員会に付託された別表第 4 の改正関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○鈴木長寿社会課総括課長 議案（その 3）の 10 ページをお開き願います。議案第 15 号岩手県手数料条例の一部を改正する条例案のうち保健福祉部関係について御説明申し上げます。

内容につきましては、お手元に配付しております資料で御説明申し上げます。岩手県手数料条例の一部を改正する条例案の概要というものでございます。まず、1 の改正の趣旨についてですが、介護支援専門員実務研修受講試験等の指定試験機関等の名称変更に伴い、所要の整備をしようとするものであります。

次に、2 の条例案の内容についてですが、介護保険法第 69 条の 2 第 1 項に規定する介護支援専門員実務研修受講試験等の指定機関等である財団法人岩手県長寿社会振興財団が本年 8 月 1 日付で公益財団法人へ移行し、公益財団法人いきいき岩手支援財団となったため、これに伴い、名称を変更しようとするものでございます。

最後に、3 の施行期日についてですが、公布の日から施行することとしております。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○喜多正敏委員長 だだいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 御異議なしと認め、よって本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 16 号国民健康保険法に基づく岩手県調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○藤原健康国保課総括課長 議案（その 3）、37 ページをお開き願います。議案第 16 号国民健康保険法に基づく岩手県調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

便宜、お手元に配付しております資料、国民健康保険法に基づく岩手県調整交付金の交

付に関する条例の一部を改正する条例の概要に沿って説明いたしますので、あわせてごらん願います。まず、1の改正の趣旨でございますが、国民健康保険法の一部改正に伴い、県調整交付金の総額における普通調整交付金及び特別調整交付金の総額の割合を改めようとするものであります。

ここで県調整交付金の総額について説明申し上げます。資料の下側の国保給付費の大まかな財源構成と記載している図の左側をごらんください。市町村国保が負担する給付費等の財源構成は、大まかに半分を保険料等で、残り半分を公費で賄う仕組みとなっております。都道府県調整交付金の総額は、国民健康保険法第72条の2で定められておりますが、今回の法改正により給付費等の100分の7から右側の図のとおり100分の9に引き上げられました。また、これに伴い、定率国庫負担が給付費等の34%から32%に引き下げられたところであります。

2の条例案の内容でございますが、県調整交付金の配分につきましては、資料の中ほど、県調整交付金の配分割合に記載のとおり、今回の2%引き上げ分を特別調整交付金に配分することとし、県調整交付金の総額の7分の6に相当する額としていた普通調整交付金の総額を9分の6に、県調整交付金の総額の7分の1に相当する額としていた特別調整交付金の総額を9分の3にそれぞれ改めようとするものでございます。

なお、普通調整交付金とは、各市町村の医療費の支払い規模に応じて交付するものであり、特別調整交付金とは画一的な基準で交付できない事項に対して交付するものであります。

また、増額となった分の交付方法につきまして、今年度は市町村の給付費規模に応じて交付することとし、来年度以降の取り扱いについては県単位で給付費を調整する保険財政共同安定化事業への活用も含め、市町村と協議を実施しているところであります。

最後になりますが、3の施行期日等でございますけれども、この条例は公布の日から施行し、この条例による改正後の国民健康保険法に基づく岩手県調整交付金の交付に関する条例第3条の規定は、平成24年度分の調整交付金から運用するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○喜多正敏委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 御異議なしと認め、よって本案は原案を可とすることに決定いたしま

した。

以上をもって保健福祉部関係の付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から次期岩手県保健医療計画（中間案）についてはほか2件について発言を求められておりますので、これを許します。

○高橋企画課長 それでは、お手元に配付しております資料、次期岩手県保健医療計画（中間案）についてをごらん願います。

現在平成25年度から平成29年度までの5年間を計画期間とする次期岩手県保健医療計画の策定作業を進めており、現段階における中間案について、今月20日に開催を予定している岩手県医療審議会医療計画部会において審議の上、パブリックコメントを実施するとともに、市町村、関係団体に対し意見照会することとしておりますので、その概要について報告いたします。

まず、1の計画の性格としましては、医療法に基づく医療計画であるとともに、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく岩手県医療費適正化計画についても本年度見直し時期になっていることから、同計画の策定に係ります国の基本方針における記載事項の見直し等を踏まえ、今般両計画を一体的に策定するよう考えております。

次に、4の保健医療圏及び基準病床数についてのところですが、まず二次保健医療圏につきましても、6月定例会における当委員会での報告どおり、これまでの経緯、患者動向などから従来の設定を継続し、9圏域とするよう考えております。

次に、基準病床数については、恐れ入りますが、資料の8ページをお開き願います。1の基準病床数制度の説明については省略し、2の療養病床及び一般病床に係る基準病床数の算定についての（1）の試算結果の部分となりますが、前回平成19年度に変更した際と同様に、国の算定方式にのっとって試算したところでは、療養病床及び一般病床については県全体で約3,000床減る見込みであります。これは、国の新しい算定基準が本年7月に示され、算定に用いる入院・入所需要率、病床利用率等が改定されましたことや、本県における人口減少、介護施設入所定員数の増加等が大幅な減少面の要因となっているものと考えられるところがございます。こうしたことから、新しい基準病床数の設定に際しましては、さらに圏域ごとに人口移動の状況を初め、病床利用率や平均在院日数、許可病床の使用状況、あるいは病棟、病床の今後の整備予定、さらには被災地における今後の見込み等について、データや市町村、関係機関からの聞き取りなどにより十分に検証を行いながら、次期計画最終案の取りまとめまで本県としての案を作成し、岩手県医療審議会医療計画部会で審議等をいただくよう考え、現在継続して作業しております。

なお、本県全体の既存病床数、基準病床数、介護施設入所定員数、1日平均在院患者数の推移は9ページのグラフのとおりとなっております。これまでは、県全体として1日平均在院患者数を大きく上回って既存病床数も推移し、その幅の間に基準病床数が位置してきたところであります。また、基準病床数制度の仕組みとして、既存病床数が基準病床数を超えている圏域においては新たな病床の増加が原則としてできないこととなるものであ

りますが、既存病床数を減じるペナルティーが生じるものではなく、いずれにしても今般の見直しが地域の取り組みに重大な影響を及ぼすことがないように検討を進める必要があるものと考えているところでございます。

資料につきましては、また1ページにお戻りいただきます。5の主な取組内容等についてであります。ここでは、計画案の構成に従って、主な取組内容を中心に取りまとめられています。次期計画の策定に当たりまして、現行計画の内容を見直した主な内容としましては、国の医療計画作成指針を踏まえ、精神疾患、認知症、在宅医療の連携体制や計画の評価体制について新たに追加するとともに、本県独自に医療連携体制構築のための県民の参画や、東日本大震災津波からの復興に向けた取り組みについて盛り込もうとするものであり、本日はこうした新たな取組事項を中心に説明いたします。

それでは、(1)を飛びまして、(2)の医療提供体制の整備について、さらに資料2ページにお進みいただきます。疾病・事業ごと及び在宅医療に係る医療提供体制についてであります。まず2ページの下、(オ)の精神疾患の医療体制では、精神科医療機関ネットワークによる連携体制の整備、3ページに進んでいただき、地域生活支援体制の強化、精神科救急の適正受診の促進、震災を踏まえたところのケアに対する取り組み。次に、(カ)の認知症の医療体制では、岩手県認知症疾患医療センターを中核としたかかりつけ医等に対する支援体制の充実、家族の身体的、精神的負担の軽減支援のための取り組み。さらに4ページにお進みいただきまして、(シ)の在宅医療の体制では、入院医療機関における退院支援体制の整備、地域における多職種協働の取り組みの促進やリーダーの育成、在宅歯科医療連携室の取り組みの推進、急変時の連絡体制の強化等をそれぞれ盛り込むこととしております。

なお、がんの医療体制につきましては、本日この次に報告を予定している次期岩手県がん対策推進計画の策定と並行して検討が進められているものであり、また災害時における医療体制では、感染症対策であるとか、地域における災害医療コーディネート体制の構築等を盛り込んでおります。

さらに、このような疾病、事業ごとの医療提供体制において、患者の予後の改善等を図る上で重要視されております医科と歯科医療機関との連携による取り組みの推進について、5ページ冒頭のウの医療連携における歯科医療の充実として新たに項目立てしているところであります。

続いて、次の(3)の保健医療を担う人材の確保・育成から(5)の保健・医療・介護の総合的な取組の推進については、現行計画の進捗等を踏まえまして、具体的な取組内容の見直し等を図っているところでありまして、地域医療支援センターを中心とした医師のキャリアアップと県内定着の推進、薬剤師、看護職員の県内定着を図るための取り組みの強化、本日この後に報告を予定しております岩手県立療育センターの移転、改築、医療情報化の取り組みとしての診療情報の共有基盤の強化、健康いわて21プラン(第2次)の策定と関連する取り組みの促進、さらに6ページに進みまして、地域包括ケアを推進するた

めの地域包括支援センター機能の充実強化や、これらの取り組みと連動した地域リハビリテーション提供体制の整備等の取り組みを盛り込むこととしているほか、新たな項目であります(6)の医療提供体制構築のための県民の参画では、県民総参加型の地域医療体制づくりの推進と、被災地における適切な受診や生活習慣病の予防に関する啓発活動の促進等に関する取り組みを、(7)の東日本大震災津波からの復興に向けた取組では、被災地の医療提供体制の再建、医療情報化、被災地における地域包括ケアの取組支援、こころのケアの推進等の取り組みを盛り込むこととしております。

また、(8)の計画の推進と評価として、いわゆるPDCAサイクルを取り入れながら、岩手県医療審議会において毎年度計画の進捗状況について評価、検証を実施するとともに、各保健医療圏においては保健所運営協議会や圏域医療連携会議等の場において、地域で情報を共有しながら取り組みの評価、検証を行うことなどについて新たに盛り込むこととしており、終わりに(9)の地域編につきましては、全県的な検討と連動して行われている各圏域での検討を踏まえまして、圏域ごとに現状、主な施策等を取りまとめの上、最終案までに調整するよう進めているものであります。

なお、ここで大変恐縮ではありますが、本日概要を説明した中間案そのものにつきまして、議員の皆様方には岩手県医療審議会医療計画部会で審議取りまとめ次第、お示しさせていただきますよう考えているところであります。

また、計画策定に係る現時点でのスケジュール、岩手県医療審議会医療計画部会における委員の構成は資料7ページのとおりです。以上で説明を終わります。

○喜多正敏委員長 休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○喜多正敏委員長 再開します。

この際、昼食のため午後1時まで休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○喜多正敏委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○野原医療推進課総括課長 次期岩手県がん対策推進計画(中間案)について、お手元に配付しております資料により御報告させていただきます。

平成25年度から平成29年度までの5年間を計画期間とする次期岩手県がん対策推進計画については、これまでがん診療に従事する医療関係者、がん患者、家族会、検診機関や企業等の関係者をメンバーとした岩手県がん対策推進協議会を中心に議論を進めてまいりましたが、そのたたき台となる次期計画の中間案についてその概要を御報告するものでございます。

まず、1の趣旨についてであります。県においては平成20年3月に策定した現行計画に基づき、がん医療の均てん化やがんによる死亡の減少、がん患者の生活の質の維持や向

上などに向けた取り組みを推進してまいりました。現行計画策定から5年が経過し、高齢化によるがんの罹患や死亡者の増加とともに、がんを取り巻く社会環境の変化が見られるほか、国においては本年6月にがん対策推進基本計画の見直しが行われたところであります。このため、県としては、国のがん対策推進基本計画を基本としながら、がん患者を含む県民ががんを知り、がんと向き合い、がんを負けることのない社会の実現に向けて、がん対策を総合的かつ計画的に推進する次期岩手県がん対策推進計画を策定しようとするものであります。

がん計画の推進につきましては、4の本県のがん対策の主要な課題として、がん予防・がんの早期発見とがん医療の均てん化を設定いたしまして、資料2ページに参りまして、5の今後の取組の基本方針として、がんの予防から早期発見、早期治療、集学的治療、緩和ケアまでの包括的ながん対策が必要であり、がん患者を含めた県民の視点に立ち、関係者が一体となりながら取り組むべき分野を重点化し、施策の目標を定めながら進めるものであります。

6の重点的に取り組むべき事項といたしましては、がん予防とがんの早期発見への取り組みを初め、がん医療の充実、がんと診断されたときからの緩和ケアの推進、相談支援・情報提供の充実やがん登録の推進のほか、今回新たに働く世代や小児へのがん対策の充実の計6項目を掲げまして、取り組みを進めるものであります。

7の全体目標につきましては、現行計画に引き続きましてがんによる死亡者数の減少に向けた数値目標や、定性的目標といたしまして全てのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上を設定するほか、新たにがんになっても安心して暮らせる社会の構築の実現を推進しようとするものであります。

資料の3ページに参りまして、8の分野別施策及び個別目標については、全体目標を達成するための分野別施策についても個別目標を掲げまして、がんの予防、特に喫煙対策、そしてがんの早期発見としてのがん検診の取り組み、がん医療についてはがん診療連携拠点病院を中心とした体制の整備やがんに関する専門人材の育成、がんと診断された時点からの緩和ケアの推進などの内容の充実を図るほか、新たな取り組みといたしまして患者会等活動の充実を初め、小児がん、がんの教育・普及啓発や、がん患者の就労を含めた社会的な問題などを推進しようとするものであります。

最後に、資料4ページに参りまして、9の計画の推進に当たりましては、医療関係者や行政に加えて、がん患者を含めた県民に期待される役割なども定めることとしております。

この次期岩手県がん対策推進計画（中間案）は、今年度これまで3回開催されました岩手県がん対策推進協議会で御意見をいただきながら取りまとめたところでございますが、この後12月18日に同協議会を開催いたしまして、12月27日よりさきほど御報告いたしました次期岩手県保健医療計画とともにパブリックコメントを実施し、広く県民から御意見をいただきながら本年度内の策定に向けて作業を進める予定となっております。報告につきましては以上でございます。

○千田障がい保健福祉課総括課長 続きまして、岩手県立療育センターに係る移転改築整備についての取組状況について御報告申し上げます。

お手元の資料ですが、岩手県立療育センターに係る移転改築の取組状況についてと題したものをごらん願います。まず、1のこれまでの取組状況でございますが、(1)の平成16年度から平成21年度までの取組についてですが、平成16年度から施設運営形態等を検討してまいりまして、その検討を踏まえまして平成19年度に障がい児療育の拠点として都南の園から療育センターに改組しまして、また同時に指定管理制度を導入し、機能の充実とサービスの向上を図ってきております。平成20年度には、新たな県立療育センターの整備に向けまして、基本構想を取りまとめております。

(2)の平成22年度の取組ですが、平成22年度には、新たな療育センターの機能や体制、施設規模、整備候補地等について専門家から意見を聴取しているところでございます。

2の現在の取組状況でございますが、これは昨年度から現在までの取組状況になりますが、(1)の岩手県医療再生計画への対応ですけれども、新たな療育センターの整備について、国との協議を経まして、地域医療再生臨時特例交付金の対象として認められました。平成24年2月に策定、公表いたしました岩手県医療再生計画に県立療育センター整備事業として盛り込むとともに、平成24年度の当初予算において移転改築に要する経費を予算化しております。

(2)の今年度の取組ですが、今年度は、これまでの検討や外部有識者からのさまざまな御意見等を踏まえまして、岩手県立療育センター整備基本計画(案)の策定作業を進めてまいりました。

3の今後の主な予定でございますが、(1)の岩手県立療育センター整備委員会についてですけれども、岩手県立療育センターの整備基本計画(案)につきまして御意見、御提言をいただくため、外部有識者から成ります岩手県立療育センター整備委員会を設置し、これを12月18日に開催する予定としております。この委員会で新たな療育センターの機能、運営体制、施設規模・整備地、今後の整備スケジュール案等について審議いただく予定としております。

(2)の整備基本計画の策定ですが、岩手県立療育センター整備委員会で検討された内容を踏まえまして、整備基本計画を1月上旬ころまでには策定したいと考えております。

(3)の整備基本計画策定後の移転改築に向けた取り組みですが、岩手県立療育センターの整備基本計画をもとに、基本・実施設計に取り組みまして、速やかに施設本体工事に着手し、平成28年度以降の開所を目指すものでございます。

(4)のその他ですが、岩手県立療育センターの整備基本計画(案)につきましては、12月18日の岩手県立療育センター整備委員会で取りまとまるかと思われませんが、このまとまった段階で速やかにその概要につきまして環境福祉委員会の委員の皆様にお知らせしたいと考えているものでございます。報告は以上でございます。

○喜多正敏委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際、何かありませんか。

○**神崎浩之委員** この際ということですので、県南地域の子供の放射線健康影響調査についてお伺いいたします。

昨年の限定された数よりも希望者にもということ、大幅に拡充していただきまして、本当にありがたいと思っております。そこで、今の進捗状況について、実際の申し込み、検査、公表の手順、それから今現在どうなっているのかというのが一つです。

また、今現在なのですが、希望者数はどのようになっているのか、これが2点目であります。

さらに、三つ目として、一般質問でも取り上げられておりましたホールボディカウンター検査の導入についてですが、これは内陸の市町村を回ってもやはりどこでも要請されておりました。一般質問の答弁の中でも小田島保健福祉部長は慎重な判断をというふうな答弁でありました。純粹に、どういうところがひっかかって実現できないのか。福島県や宮城県を初め、他県では実施されているという中で、やはり子供から2リットルの尿をとるというのは大変だというふうに言われておるのです。そこで、何でだめなのかなということ詳しく教えていただきたい。以上3点です。

○**野原医療推進課総括課長** まず、放射線健康影響調査については県南地域を中心に現在実施をしている状況でございます。これにつきましては、二つ事業がございまして、一つが昨年度実施をいたしました県南3市町を中心とした子供たちの継続検査でございます。こちらにつきましては、昨年度は132人を対象としたわけでございます。このうち沿岸部の宮古市に関しましては、今回はまだいいのではないかと考えまして、県南3市町120人を対象に検査の協力の御案内をさせていただきました。まだ最終的な数値は確定してございませんが、現時点では86人の方々について御協力が得られているところでございます。採尿のほうについては、おおむね終了いたしまして、今現在測定と分析、例えば今後の預託実効線量の評価等の作業に入る予定としてございます。こちらにつきましては、1月下旬に有識者会議を再度開催いたしまして、その評価を改めていただくこととしております。そちらについては、当然その結果の公表、また評価も含めて公表させていただくというふうにご考えてございます。

もう一つの事業である9月補正予算で御提案申し上げた事業につきましては、市町村を対象にした事業でございます。これは、放射線健康相談等支援事業費補助という形で、住民に最も身近な相談窓口である市町村が尿検査等を実施する費用に対して補助するものでございます。こちらに関しましては、現在市町村において12月補正予算として審議をされている段階でございます。市町村におきましても、その対象者の選定、募集方法、また実施の方法等については内々我々と相談しながら詰めている段階でございまして、速やかに実施できるように今準備をしている体制でございます。したがって、年明けには大体その市町村の実施する事業の概要等については環境福祉委員会等で御報告できるものと考えております。現時点では、まだこれからという段階でございます。

その次に、ホールボディカウンター検査の導入についてでございます。一般質問の中で

木村委員から御質問、御意見なども頂戴をいたしました。今神崎委員からもお話がございました。一般質問の答弁の中では、このホールボディカウンター検査の導入については、少し慎重な検討が必要という御答弁を申し上げました。こちらにつきましては、私ども昨年度尿検査を実施したわけですが、その背景としてわずかでも放射性物質が検出される可能性があれば、丁寧な精度が高い検査を実施してほしいという県民の強い要望を踏まえて、このホールボディカウンター検査より精度の高い、微量レベルでの検出が可能な方法として採用したものでございます。具体的に申しますと、手法が違いますので、この数値で比較するのは妥当ではないと理解をしておりますが、ホールボディカウンター検査ですと、例えば検出限界 250 ベクレルであります。こういうのに対しまして、尿検査に関しましては1ベクレル未満での検出限界であり、かなり精度の高い検査という形で実施をしたものでございます。これは、きちっと一番精度の高い方法でやって、それを明らかにすべきだという声に答えて、この調査を実施したものでございます。

現在ホールボディカウンター検査については、神崎委員からもお話がございましたように、福島県では国や県の事業として取り組んでいます。そのほか、一部市町村の取り組みとして栃木県や宮城県等で実施しているというのは承知しているところでございます。こちらについては、福島県の状況も含めて、宮城県や栃木県北部についても、子供たち全員が検出限界未満という形で公表されているものと理解をしております。したがって、本県でもホールボディカウンター検査を現時点で実施した場合でも、いわゆる数値として検出できるものではなく、検出限界未満という形の結果が想定されるのではないかと理解をしております。一方でやはりまたこのホールボディカウンター検査を実施してほしいというお声は、もちろん承知はしているところでございますが、最初に御答弁申し上げたとおり、微量レベルでもきちっと明らかにしてほしいというニーズ、またこの検査を実施するのは機械の設置だけではだめで、やはりその結果のきちとした評価、説明、そのための人材、体制、そういったものもきちっと取り組む必要がございます。そうした意味での技術者の確保の必要性等を踏まえますと、現時点での導入については、尿検査の結果や継続検査の結果等も出ますので、そのような評価も踏まえた慎重な判断がもう少し必要ではないかと考えているところでございます。以上でございます。

○神崎浩之委員 ホールボディカウンター検査なのですが、精度の関係ということになります。私が調べたら機械が1,000万円ぐらいだということなのですが、決してお金のためではないのです。お金がかかるからということではなくて、精度のことだということなのでしょうが、今全く考えていないのか、それとも本当に慎重な判断をしながら導入の検討も含めて考えられているのかということをもう一回確認したいと思います。

それから、今年度からの放射線健康相談等支援事業費補助なのですが、市町村が尿検査を実施するということなのですが、昨年度は検査結果については県が責任を持って事後指導をやっていただいた。しかし市町村からは、対象者が多くなったときに市町村では結果に対して、親、それから子供に説明するということがなかなかできかねる。技術もないし、

どう指導して、事後の説明をしていけばいいのかわからないというようなことを言われているのです。そのような市町村側の不安というのはお聞きになっているのか。それに対して、県は心配なく事後の説明について対応していけるのかどうか、そこだけ確認させてください。

○野原医療推進課総括課長 ホールボディカウンター検査の実施についてでございます。こちらにつきましては、我々もその手法、予算等については当然内部的な検討はしてございます。例えばさまざま機種もございまして、高い機種からかなり安い機種までございます。もし導入するにしても、やるからには相当程度きちっと精度が高く、信頼性がおける機種が必要でございまして、それに関してはやはり4,000万円以上の設備費、またあわせて設置費といったものも必要ではないかというふうには理解をしております。

また、先ほど御答弁申し上げましたとおり、今後市町村のほうで尿検査を実施してまいります。市町村のほうからもまたそういったようなホールボディカウンター検査の設置等について御相談いただいたらば、必要に応じて私どもとしてもその相談に乗ってまいりたいとは思っております。

また、今後の市町村の体制でございます。昨年度我々が放射線健康影響調査として、尿検査を実施するに当たり、これは全国で私どもしかやっておりませんので、先例がないことということで、かなり勉強させていただいて実施をいたしました。そのような意味では、今回市町村がそれを採用したというのは、我々が実施したノウハウといいますか、測定方法でありますとか尿の採取方法、評価の仕方というのは、これは有識者会議等にお諮りをしながら進めてきて、ある程度手法については我々のほうで昨年度一定の方法というのは確立できたものと理解をしております。したがって、市町村が実施する方法も昨年度私どもが採用した方法を踏まえて実施するものと理解をしております。当然私どもが昨年度苦労した点や、調査票や検査結果の処理、返し方などについても市町村にきちっと私どもが助言をしながら、やはり神崎委員から御指摘いただいたとおり、この検査結果をきちっとお返しして説明する、これがあつての検査だと私ども理解しておりますので、ここについては私どもも昨年度の経験も踏まえて、十分な技術的な助言をしながら連携をとって進めていきたいと考えております。

○飯澤匡委員 それでは、端的にお聞きします。次期岩手県保健医療計画についてですが、印象としては今の医療政策に沿った形でいろいろ新設の取り組みもされているというふうには評価はしますが、特に評価したいのはPDCAサイクルを設定して、数値目標を設定すると。ただ、内容を見ますと、今までの中期的な計画、要するに網をばっとかけて、進むべき方向という部分についてうまく書いていると思うのですけれども、数値目標の設定の仕方です。今のところどのようなことを考えておるのか、誰でもいいですから、ちょっと例示をしていただきたい。

○高橋企画課長 PDCAサイクルの推進について御答弁申し上げます。平成25年度から平成29年度までの全体的な計画になっておりますが、個別具体的な取組事項については毎

年度予算編成なりを通じて具体化されていくものと考えております。そのような場合におきまして、県は全庁的な取り組みとしまして、既にいわて県民計画アクションプランをもとにした成果報告であるとか、政策評価の仕組みがあるわけですがけれども、そういったものと連携を図りながら今県全域については岩手県医療審議会医療計画部会、また各圏域についてはそれぞれの保健所運営協議会であるとか、圏域医療連携会議といったところでの専門的な見地での推進評価ということと、あと住民視点による進捗状況の確認といったようなものを組み合わせて、翌年度の取り組みなどに適切に反映していくという仕組みづくりを進めていきたいというふうに考えております。

○飯澤匡委員 非常に私の地域などは亡くなる方が多くて、今後も人口減少が進んでいきます。その意味において、平成25年度から平成29年度までというのは、高齢化社会に向けて、また人口減少社会を踏みとどまらせる意味で、この次期計画というのは大事だと思います。それで、やはり本県の場合、県立病院を軸にしながら医療計画、保健計画も合体させて進んでいくということになるのでしょうかけれども、特に岩手県医療審議会医療計画部会の委員のメンバーを見ると、専門委員ということで佐藤先生は入っていますが、地域医療の確保というのは非常に大きな問題であって、達増知事も本県が直面する四つの危機の一つとして出したけれども、まだ実現に至っていない。今まで環境福祉委員会に私が所属して、保健、福祉との連携についてはやはり医療側がみずからその部分に結合を求めていって、そこですなわち介護保険制度と合体をしようまくいっている。先ほど説明があったように、地域によっていろいろな医療事情が異なっていくしますので、その数値目標のとり方にしても、計画の内容の書き方にしても、もう少し綿密な方向でやっていただけないものかと。

それから、やはりよく限りある医療資源というような形で保健部門との連携を模索しようという表現が使われますけれども、もう一步進んで、では県立病院を軸にしてどのような医療提供をしていくかということまでしっかり踏み込んでいかないと、この次期計画はまた現計画の5年間にただ新設項目を並べただけになってしまう。私は、やはり県の位置として、今は実を上げることが非常に問われているのだと思うのです。そこをしっかりと留意していただきたいというふうに思うわけですが、その所見だけ求めて終わります。

○小田島保健福祉部長 今後の岩手県保健医療計画の中では、当然二次医療圏域の中での地域医療は医療と介護の連携も含め、地域包括ケアを推進するということが、それからその範囲を超えて三次医療圏域に必要な医療も提供するという全体的な組み立ての中で構成を考えております。数値目標の設定におきましても、この中に圏域ごとの目標まで設定をする形で考えています。それぞれの圏域ごとの特性が違いますので、その特性に応じた数値目標を設定しつつ、そのP D C Aサイクルの確認の中でその進捗状況を押さえながら、どのような医療提供体制を整備するのかということをしつくり議論し、また次のプランに生かしていく、そういう形でP D C Aサイクルを回しながら進めていきたいというふうに考えています。

○飯澤匡委員 これは、県庁全体的にも言えるのですけれども、私は事業評価と政策評価についてA、B、Cで評価する手法は、もういかがなものかと思っているわけですし、あれを一つのモデルケースとしてやるのではなくて、やはり地域においてこういう実を上げるというような方策をしっかりとってもらいたいと思います。あの政策評価、事業評価を基点にして考えると、どうも何か余りうまくいかなそうな予感がしますので、そこはしっかり練っていただきたいと思います。意見を申し上げて終わります。

○喜多正敏委員長 ほかに御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 ほかになければ、これをもって保健福祉部関係の審査を終わります。保健福祉部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、先ほどの請願陳情、受理番号第53号及び受理番号第54号にかかわります意見書案についてであります。採択された部分を加味した案文を事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○喜多正敏委員長 表題部分は、灯油の適正価格と安定供給を、冒頭部分は、を含め、灯油の適正価格の実現と安定供給に向けた対策を、よって以下部分は、灯油の安定供給と適正価格に向けたをそれぞれ削除の上、また商工文教委員会に付託されている石油依存度が高い農林漁業者や運輸業者及び中小零細企業に対する効果的な支援策を実施することの部分として、拡充の後に等を加えさせていただきました。つきましては、当職において今申し上げた内容を当初の委員長案から加筆、削除させていただき、商工文教委員長と協議させていただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、文言の整理等については、当職に御一任願います。

委員の皆様には、次の委員会運営について御相談がございます。それでは、次回の委員会運営についてお諮りします。

次回、1月に予定しております閉会中の委員会についてであります。所管事務の調査を行いたいと思います。調査項目については子どものこころのケアセンターについてといたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○喜多正敏委員長 御異議ないようですので、さよう決定いたしました。

なお、詳細につきましては、当職に御一任願います。

おって、継続調査と決定いたしました本件につきましては、別途議長に対し閉会中の継続調査の申し出を行うこととしますので、御了承願います。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。